

行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第八十一条第三項において準用する同法第七十九条の規定によつて、広島県行政不服審査会の令和八年度答申第一号の内容について、別紙のとおり公表する。

令和八年五月十四日

広島県知事 横 田 美 香

諮問庁：広島県知事（障害者支援課）

諮問日：令和6年11月21日

（令和6年度諮問第7号）

答申日：令和8年4月10日

（令和8年度答申第1号）

答申内容

第1 広島県行政不服審査会（以下「審査会」という。）の結論

令和5年4月28日付けで審査請求人から提起のあった、令和5年4月10日付けで広島県Aこども家庭センター所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った、療育手帳交付決定処分（障害の程度区分：B。以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却すべきであるとする審査庁（広島県知事（障害者支援課））の判断は、妥当である。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

令和6年10月18日付け5審理第33号で審査庁に提出された審理員意見書（以下「審理員意見書」という。）3(1)に記載のとおりである。

2 審査庁の主張の要旨

令和6年11月21日付け諮問説明書

(1) 審査庁の考え

本件審査請求を棄却すべきと考える。

(2) 考え方の理由

ア 認定事実

審理員意見書記載内容のとおりである。

イ 判断

審理員意見書記載内容のとおりである。

ウ 結論

前記ア及びイのとおりであるので、審査請求人の本件審査請求には理由がなく、棄却されるべきと考える。

第3 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求には、理由がないから、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「行審法」という。）第45条第2項の規定により棄却されるべきである。

2 審理員意見書における理由

(1) 本件処分について

本件処分は、処分庁が、審査請求人の知的障害の程度は療育手帳交付の根拠規程である療育手帳交付要綱（平成30年3月26日制定。以下「交付要綱」という。）第4条に規定する障害の程度区分B（軽度）に該当すると判定したことにより行われたものであるため、処分庁が行った当該判定について、処分庁から委託を受けているB（以下「受託者」という。）から受領した療育手帳の交付に係る審査請求人の心理検査及び面接調査（以下「本件心理検査等」という。）の結果を前提に、本件処分に違法又は不当な点がないかどうか、以下、検討する。

ア 交付要綱第4条に定める障害程度の区分の判定基準は、交付要綱に規定する療育手帳の交付に関する事務の取扱いについて定める療育手帳交付要領（平成30年3月26日制定。以下「交付要領」という。）第2条第2項の表において定められており、判定基準における評価項目は、「知能指数」、「社会適応能力」及び「身体障害」とされている。

審査請求人は、身体障害者手帳を持っておらず「身体障害」があるとは認められないことから、審査請求人の障害程度は、「知能指数」及び「社会適応能力」により判定することとなる。

知能指数及び社会適応能力の判定方法について定める療育手帳交付マニュアル（平成30年3月30日制定。以下「マニュアル」という。）第3の1(1)によると、「知能指数」は「改訂版鈴木ビネー知能検査」、「社会適応能力」は「別表「社会適応能力の段階」」によることとされている。

イ 「知能指数」について

受託者により令和5年3月22日に実施された改訂版鈴木ビネー知能検査において、審査請求人の知能指数は、「○」と判定されている。

ウ 「社会適応能力」について

(ア) マニュアル別表「社会適応能力の段階」は、「社会適応能力指標」の「生活能力」、「行動面の保護」及び「保健面の看護」の各領域について、社会適応能力の程度をⅠからⅣまでの4段階で評価し、その結果を踏まえて決定することとされている。

(イ) 「生活能力」について

a マニュアル別表「社会適応能力指標」の領域「生活能力」は、「日常生活能力水準」※1の基準による」とされており、この「日常生活能力水準」は、「厚生労働省「知的障害児（者）基礎調査」（平成17年）」からの引用であることが示されている。厚生労働省「平成17年度知的障害児（者）基礎調査結果の概要」によれば、「用語の定義」の「1(b)」に「日常生活能力水準（別記1）」として、この「（別記1）」に一定の年齢区分ごとに具体的な「日常

生活能力水準」の評価項目が示されており、受託者と締結している本件心理検査等の業務委託契約に係る仕様書別紙1「療育手帳に係る電話受付業務等実施要領」第3の1③カの「日常生活能力水準」（以下「日常生活能力水準（様式第6号）」という。）は、これに基づいて作成されている。さらに、「日常生活能力水準（様式第6号）」は、「知的障害の程度別判定指標」の「2 知的障害の程度別判定」の「(5)判定の要領」に基づき、点数化するとされている。

- b 本件心理検査等が実施された令和5年3月22日における審査請求人の年齢〇歳に該当する「日常生活能力水準（様式第6号）」、すなわち、「〇歳—〇歳」の年齢区分の「日常生活能力水準」には、(A)、(C)、(S)、(L)及び(V)の5つの評価項目が配列されているところ、「知的障害の程度別判定指標」によると、(A)は自立機能、(C)は意志の交換、(L)は読み・書き・計算、(S)は社会的行動及び(V)は職業技能を表すものとされている。
- c 処分庁は、審査請求人の「生活能力」について、受託者は、審査請求人代理人作成に係る令和5年3月22日付け「療育手帳判定に係る状況調査票」（以下「状況調査票（様式第3号）」という。）並びに「療育手帳調査聞取票（更新）」（以下「調査聞取票（更新）（様式第4号）」という。）及び「日常生活能力水準（様式第6号）」の記載に基づき、審査請求人代理人から食事、排泄、着脱衣、身だしなみ、読み書き等について調査、聞き取りを行い、「知的障害の程度別判定指標」にあてはめたところ、〇点（軽度）となったため、日常生活及び社会生活の自立が不十分ではあるが点検や助言があれば可能な「I軽度」と判定した、としている。

このことに関して、処分庁が行った、前記(A)、(C)、(S)、(L)及び(V)の5つの評価項目に係る検証等は、次の(a)から(f)までのとおりである。

(a) (A) 自立機能について

受託者との面接日当日（令和5年3月22日）に審査請求人代理人が作成した「状況調査票（様式第3号）」によれば、食事、排泄は「一人でできる」、着替えは「季節や状況に応じた服を選んで着替える」「一人で脱ぐ」「一人で着る」であり、必要な手助けは「服をそろえて置いておく」、身だしなみ歯磨きは「声かけがあればできる」である。

よって、処分庁は、審査請求人の自立機能に関して、「I軽度」の「身のまわりの始末はできるが状況（時・所・場合・TP0）に応じた配慮ができない。例えば服装など。」に該当すると判断した。

このため、受託者が「I軽度」のAを〇と評価していることは妥当と判

断した。

(b) (C) 意志の交換について

「調査聞取票（更新）（様式第4号）」によれば、審査請求人はコミュニケーションは「可」である。また、「療育手帳判定記録」（以下「療育手帳判定記録（様式第5号）」という。）の臨床観察によると「従命はゆっくりであるが、素直。レポート良」である。また、「療育手帳検査予約票（更新）」（以下「検査予約票（更新）（様式第1号）」という。）によると、審査請求代理人から「耳のきこえが悪いのか返事をしない。何をどうしたらよいかわからない。わからないからきこえなかったと言う。毎日同じ事を言ってもわからない。わかっているのかわからないのかわからない。」とある。

よって、処分庁は、審査請求人の意志の交換に関して、「I 軽度」の「日常会話はできるが、こみ入った話は難しい。」に該当すると判断した。

このため、受託者が「I 軽度」のCを○と評価していることは妥当と判断した。

(c) (S) 社会的行動について

「状況調査票（様式第3号）」によれば、審査請求人は、安全は家庭内外とも「時々注意が必要」、金銭は「使い方は分かる」、公共交通機関は「介護者となら可」、「慣れた経路なら可」、就労先は「C」である。また、「調査聞取票（更新）（様式第4号）」によると「Cで適応している」とある。

よって、処分庁は、審査請求人の社会的行動に関して、「I 軽度」の「簡単な社会生活のきまりに従って行動できるが、事態の変化には適応できない。」に該当すると判断した。

このため、受託者が「I 軽度」のSを○と評価していることは妥当と判断した。

(d) (L) 読み・書き・計算について

「状況調査票（様式第3号）」によれば、審査請求人は、平かなは「読む」、金銭は「使い方は分かる」である。また、鈴木ビネー知能検査では、「計算の問題」、「書き取り」に正答している。

よって、処分庁は、審査請求人の読み・書き・計算に関して、「I 軽度」の「簡単な読み書きや金銭の計算ならばできる。」に該当すると判断した。

このため、受託者が「I 軽度」のLを○と評価していることは妥当と判断した。

(e) (V) 職業技能について

「療育手帳検査予約票（様式第1号）」及び「状況調査票（様式第3号）」

によれば、審査請求人は、Cで製造業務に従事しており、「調査聞取票（更新）（様式第4号）」によれば「Cで適応している」とある。

また、「療育手帳判定記録（様式第5号）」によれば「職場では問題なくがんばっている」が、臨床観察では「従命はゆっくり」、「動きもゆっくり」であり、「状況調査票（様式第3号）」によれば、安全（家庭外）は「時々注意が必要」である。

よって、処分庁は、審査請求人の職業技能に関して、「I軽度」の「単純作業を中心とする職業に就労できるが監督が必要。」に該当すると判断した。

このため、受託者が「I軽度」のVを○と評価していることは妥当と判断した。

(f) 「生活能力」に係る社会適応能力の程度について

処分庁は、前記(a)から(e)までのとおり「日常生活能力水準（様式第6号）」の各評価項目に係る受託者の採点について適切と判断している。また、各評価項目の採点結果を合算した「日常生活能力水準（様式第6号）」が○点とされていることについても、処分庁として妥当と判断している。

「日常生活能力水準（様式第6号）」○点は、「I軽度」よりも高く、総得点が20点を超えた場合は正常とみなされるところ、マニュアルの別表では生活能力を「I」ないし「IV」のいずれかにあてはめる必要があったため、便宜上「I軽度」と判定した。

よって、処分庁は、「日常生活能力水準（様式第6号）」が「I軽度」に該当する審査請求人は、マニュアル別表の社会適応能力指標の領域「生活能力」において、「I日常生活及び社会生活の自立が不十分ではあるが、点検や助言があれば可能である。」に該当すると判断した、としている。

(g) 「行動面の保護」について

処分庁は、審査請求人の「行動面の保護」について、「状況調査票（様式第3号）」、「調査聞取票（更新）（様式第4号）」、「療育手帳判定記録（様式第5号）」の記載にある、審査請求人代理人から聴取した内容を基に判定した、としている。

具体的には、審査請求人は、家庭内外で安全に「時々注意が必要」な程度で（状況調査票（様式第3号）の「安全」の項目）、慣れた経路や、慣れていない経路は介護者と一緒に公共交通機関を利用できる（状況調査票（様式第3号）の「公共交通機関」の項目）。また、対人関係、こだわり、自傷、パニック等の行動が認められず、C（就労先）で適応しており（調査聞取票（更新）（様式第4号）の「行動面の保護」の欄）、職場では問題なくがんばっている（療育手帳判定記録（様式第5号）の「行動面」の欄）。

よって、マニュアル別表「社会適応能力指標」の「Ⅰ社会生活面での行動に対して点検や教育的配慮が必要である。」に該当すると判断した、としている。

(エ) 「保健面の看護」について

処分庁は、審査請求人の「保健面の看護」についても、「行動面の保護」と同様に、「状況調査票（様式第3号）」、「調査聞取票（更新）（様式第4号）」、「療育手帳判定記録（様式第5号）」の記載にある、審査請求人代理人から聴取した内容を基に判定した、としている。

具体的には、通院服薬はなく（状況調査票（様式第3号））、精神疾患その他の疾患もなかった（調査聞取票（更新）（様式第4号））。また、審査請求人代理人は、令和5年3月22日に自ら「状況調査票（様式第3号）」を作成するとともに、同日受託者にも同様のことを述べていたため、受託者は、保健面で配慮は「特になし」（「療育手帳判定記録（様式第5号）」）と判断した。

よって、処分庁は、マニュアル別表「社会適応能力指標」の「Ⅱ医師の助言や服薬に対して点検や指導が必要である。」には該当せず、「Ⅰ健康保健面で注意と配慮が必要である。」に該当すると判断した、としている。

(オ) 審査請求人の「社会適応能力の段階」について

前記(イ)、(ウ)及び(エ)のとおり、処分庁は、調査の結果、審査請求人のマニュアル別表の社会適応能力指標に関して、領域「生活能力」は「Ⅰ日常生活及び社会生活の自立が不十分ではあるが、点検や助言があれば可能である。」、領域「行動面の保護」は「Ⅰ社会生活面での行動に対して点検や教育的配慮が必要である。」、領域「保健面の看護」は「Ⅰ健康保健面で注意と配慮が必要である。」にそれぞれ該当することから、審査請求人の社会適応能力の程度は全領域でⅠとなり、社会適応能力の段階は「軽度（A）」と判定した、としている。

(カ) 小括

前記(イ)から(オ)までに記載した処分庁の判定は、審査請求人及び審査請求人代理人に対する面接等により得られた所見に基づくものであって、各項目の判定結果は、マニュアル別表に照らして、合理的なものと認められるものであるから、審査請求人の社会適応能力の段階に係る判定は、「軽度（A）」と判断するのが相当である。

エ 総合判定

前記イ及びウのとおり、審査請求人は、知能指数〇、社会適応能力Aと判断されることから、マニュアル第3の1「(1)一般判定基準」の「判定基準」のうち、「知能指数51～75で、社会適応能力A、B」に該当する。よって、審査請求人の障害の程度区分は「B（軽度）」と判定するのが相当であり、これと同様の結論を採る本件処分に違法又は不当な点があるとは認められない。

(2) 審査請求人の主張について

審査請求人は、前記第2の1のことから、本件処分の取消しを求めている。

しかしながら、前記(1)アのとおり、審査請求人の療育手帳の交付における障害程度の判定は、「知能指数」及び「社会適応能力」の内容を総合的に判定して決定されるものであるところ、本件心理検査等の結果によれば、審査請求人の障害の程度は、マニュアルの第3の1「(1)一般的判定基準」に照らして、「B（軽度）」と判定するのが相当であることは、前記(1)エのとおりであるから、審査請求人の主張をもって本件処分を取り消すことはできない。

したがって、審査請求人の主張は、いずれも理由がないというほかはない。

第4 調査審議の経過

1 審査庁から審査会へ諮問（令和6年11月21日）

2 第1回審議（令和8年2月27日）

- (1) 本件審査請求に係る審議を行った。
- (2) 審査請求人から行審法第81条第3項の規定により準用する同法第75条第1項の規定による口頭での意見陳述を求める旨の申立てがあったため、行政不服審査法施行条例（平成28年広島県条例第2号。以下「条例」という。）第10条第6項の規定により、意見を陳述する機会を与える旨の決議を行った。

3 第2回審議（令和8年4月10日）

- (1) 行審法第81条第3項の規定により準用する同法第75条の規定により、前記2(2)のとおり決議を行った口頭意見陳述を実施した。審査請求人の主張は、審理員による審理段階での主張とおおむね同旨であった（前記第2の1参照）。
- (2) 前記(1)を踏まえ、本件審査請求に係る審議を行った。
- (3) 答申案を検討し、一部修正後、答申を決議した。

第5 審査会の判断の理由

1 関係規定

(1) 交付要綱

第2条 手帳は、広島県内（広島市を除く。以下同じ。）に居住地（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律（平成17年法律第123号）第19条第3項に定める施設及び寮の入所・入居者については、入所・入居する前の市町を居住地とする。以下同じ。）を有し、こども家庭センターにおいて知的障害であると判定された者（以下「知的障害者」という。）に対して交付する。

第3条 手帳の記載事項は、次のとおりとする。

- (1) 知的障害者の氏名、住所及び生年月日
- (2) 障害の程度
- (3) 保護者（親権を行う者、配偶者、後見人その他の者で知的障害者を現に監護する者をいう。以下同じ。）の氏名、住所及び知的障害者との続柄（18歳未満に限る。）

(4) 判定年月日、判定機関及び次回判定年月

(5) その他知事が必要と認める事項

2 手帳の様式は、様式第1号のとおりとする。

第4条 前条第1項第2号により手帳に記載する障害の程度は、次の4区分とする。

Ⓐ（最重度）、A（重度）、Ⓑ（中度）、B（軽度）

第5条 手帳の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）又はその保護者は、療育手帳交付申請書（様式第2号。以下「交付申請書」という。）により知事に申請するものとする。

第6条 知事は、前条の申請があったときは、こども家庭センターにおける判定の結果に基づき、手帳を交付することを決定したときは、療育手帳交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するとともに、手帳を交付するものとする。

(2) 交付要領

第2条 知的障害の判定は、次の各号のいずれにも該当する者について行う。

(1) 知的機能の障害が発達期（おおむね18歳未満）にあらわれた者。

(2) 個別式知能検査で知能指数が75以下であり、かつ、日常生活に支障が生じているため、何らかの支援を必要とする状態にある者。

2 要綱第4条に定める障害程度の区分判定は、次の基準によるものとする。

区分	表記	判定基準
最重度	Ⓐ	知能指数が35以下であり、社会適応能力が日常生活において常時特別の介護を要する程度もしくは身体障害（肢体不自由）1～2級を合併している。
重度	A	知能指数が35以下であるか、または知能指数36以上50以下であっても社会適応能力が日常生活において常時介護を要する程度もしくは身体障害（肢体不自由・視覚障害・聴覚障害）1～3級を合併している。
中度	Ⓑ	知能指数が36以上50以下であるか、または知能指数51以上75以下であっても社会適応能力が日常生活において常時支援を要する程度。
軽度	B	知能指数51以上75以下であり、社会適応能力が日常生活において支援を要する程度。

第3条 要綱第5条に規定する申請書を受理した市町福祉事務所の長（以下「市町福祉事務所長」という。）は、記載内容を確認し、これを管轄するこども家庭センター（以下「センター」という。）に送付するものとする。

2 前項の規定による送付を受けたセンターの長（以下「センター所長」という。）は、要綱第6条第1項の規定により手帳を交付することを決定したときは、手帳及び「療育手帳の交付について」（様式1）を、申請書を送付した市

町福祉事務所に送付する。

(3) マニュアル

第2 こども家庭センター（以下「センター」という。）の事務

2 交付後の障害の程度の確認（更新判定）

(1) 心理診断

次項第3の判定基準に基づき実施する。

(2) 医学診断

実施しない。

第3 判定基準

判定の基準は、次に定めるところとし、障害の程度は総合的に判断し、必要に応じて援助方針会議で決定する。

1 判定基準

(1) 一般的判定基準

障害程度	手帳の表記	判定基準
最重度	㉑	知能指数35以下で、社会適応能力D
		知能指数35以下で、身体障害者手帳（肢体不自由）1～2級相当
重度	A	知能指数35以下で、社会適応能力A、B、C
		知能指数36～50で、社会適応能力C、D
		知能指数36～50で、身体障害者手帳（肢体不自由・視覚障害・聴覚障害）1～3級相当
中度	㉒	知能指数36～50で、社会適応能力A、B
		知能指数51～75で、社会適応能力C、D
軽度	B	知能指数51～75で、社会適応能力A、B

* 知能指数

改訂版鈴木ビネー知能検査による。ただし、この検査が実施困難な場合は他の検査結果を参考に判断する。

* 社会適応能力

別表「社会適応能力の段階」による。

別表 社会適応能力の段階

段階	基準
軽度（A）	全領域でⅠ、又は保健面の看護のみⅡまで。
中度（B）	全領域でⅡまで。
重度（C）	各領域の中に1つでもⅢがある。
最重度（D）	各領域の中に1つでもⅣがある。

* Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳの区分は、次の「社会適応能力指標」に基づくものである。

る。

社会適応能力指標

社会適応能力の程度 領域	I 点検、注意又は配慮が必要	II 時々又は一時的に、あるいは一部介護が必要	III 常時多くの面で介護が必要	IV 常時すべての面で介護が必要
生活能力 「日常生活能力水準」※1の基準による	日常生活及び社会生活の自立が不十分ではあるが、点検や助言があれば可能である。	日常生活及び社会生活の自立が不十分であるため、一部介助が必要である。	日常生活及び社会生活がほとんど自立していないため、常時多くの面で介助が必要である。	基本的な生活習慣が形成されていないため、常時すべての面で介助が必要である。
行動面の保護	社会生活面での行動に対して点検や教育的配慮が必要である。	日常生活場面での行動に対して助言や指導が必要である。	日常生活に問題となる行動があり、常時注意と保護が必要である。	「強度行動障害」※2に相当する行動があり、特別の保護が必要である。
保健面の看護	健康保健面で注意と配慮が必要である。	医師の助言や服薬に対して点検や指導が必要である。	医師の指示が日常生活の重要な事項となり、常に注意と看護が必要である。	医師の常時管理が必要であり、心身の健康に嚴重な看護が必要である。

※1 「日常生活能力水準」－厚生労働省「知的障害児（者）基礎調査」（平成17年）

※2 （略）

- (4) 知的障害児（者）に係る療育手帳については、同手帳制度自体を定める法令がなく、各都道府県知事及び各指定都市市長は、「療育手帳制度について」（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知）において定められた「療育手帳制度要綱」及びその具体的取扱いについて定めた「療育手帳制度の実施について」（昭和48年9月27日児発第725号厚生省児童家庭局長通知）に基づいて、それぞれが要綱等を作成し、知的障害児（者）に対する療育手帳制度を自治事務として実施している。
- (5) 処分庁においては、交付要綱、交付要領及びマニュアルを広島県行政手続条例（平成7年広島県条例第1号）第5条の審査基準として位置付け、事務を行っている。
- (6) 以上の関係規定を前提に、本件処分が違法又は不当であるかについて2以下で検

討する。

2 理由

(1) 認定事実

一件記録によれば、次の事実が認められる。

ア 審査請求人は、処分庁から障害の程度区分⑧の療育手帳を交付されていたところ、これを更新するため、令和5年2月22日付けでD市障害福祉課に療育手帳交付申請書（以下「本件申請書」という。）を提出して審査請求人の療育手帳の更新申請を行った。処分庁は、令和5年3月3日、本件申請書を受理した。

イ 受託者は、令和5年3月22日、「E」（D市福祉センター）において本件心理検査等を行った。

ウ 処分庁は、令和5年3月28日、受託者から本件心理検査等の結果として次に掲げる書類を受領した。

- (ア) 検査予約票（更新）（様式第1号）
- (イ) 状況調査票（様式第3号）
- (ウ) 調査聞取票（更新）（様式第4号）
- (エ) 日常生活能力水準（様式第6号）
- (オ) 療育手帳判定記録（様式第5号）
- (カ) 療育手帳に係る検査・調査実施報告書（様式第8号）
- (キ) 改訂版鈴木ビネー知能検査記録用紙

エ 処分庁は、受託者から報告を受けた本件心理検査等の結果を踏まえて、判定基準に当てはめて検証し、審査請求人の障害の程度区分をBとする療育手帳を交付することを決定し、D市障害福祉課を經由して、令和5年4月10日付け療育手帳交付決定通知書により審査請求人に通知した。

オ 審査請求人は、令和5年4月28日付けで本件審査請求を行った。

(2) 判断

ア 療育手帳交付の処分性について

行審法上の審査請求については、「処分」に不服がある者が行うことができる」とされ（同法第2条）、この「処分」とは「公権力の主体たる国又は公共団体が法令の規定に基づき行う行為のうち、その行為によって直接国民の権利義務を形成し又はその範囲を確定することが法律上認められているもの」とされている（最高裁昭和39年10月29日第一小法廷判決等）。

そうしたなか、知的障害児（者）に係る療育手帳については、同手帳制度自体を定める法令がなく、処分庁は、要綱に基づいてその交付事務を実施している。

このように法令ではなく要綱に基づいて行われる療育手帳の交付決定については、これにより直接国民の権利義務を形成し又はその範囲を確定することが法律上認められているものということができなければ処分に当たらないと解され、そ

の場合、本件審査請求は、行審法第2条及び第45条第1項により却下を免れない。そこで、以下、療育手帳の交付決定が処分といえるか否か検討する。

行政庁の行為については、それが要綱に基づいているという理由だけで処分性が否定されるものではなく、療育手帳の交付対象者である知的障害者について定める法律の趣旨、他の類似制度との関係、療育手帳の交付決定の性質及びその法的効果を検討して判断されるべきである。この点、他の類似制度である障害者基本法（昭和45年法律第84号）については、第6条において「障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に実施する責務」を国及び地方公共団体に負わせ、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）についても、第2条において「知的障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するための援助と必要な保護…の実施に努め（る）」責務を国及び地方公共団体に負わせている。それにもかかわらず、知的障害者福祉法は、知的障害者の定義規定すら置いていないのであり、知的障害者に対して障害の程度に応じた合理的な援助措置を講じるためには知的障害者の認定手続制度の存在は不可欠であること、身体障害者及び精神障害者については法律に手帳制度が規定されているが、知的障害者については手帳制度を不要とする合理的な理由もないことに鑑みても、知的障害者福祉法は、知的障害者の認定手続の創設を行政機関に委ねたものと解すべきであり、要綱に基づく療育手帳制度は、知的障害者福祉法が予定している知的障害者の認定制度であるというべきである。そうすると、行政庁による療育手帳の交付決定は、直接国民の権利義務を形成し、又はその範囲を確定することが法律上認められた処分に当たると解するのが相当である（東京高裁平成13年6月26日判決参照）。

以上のことから、処分庁が審査請求人からあった療育手帳の交付申請に対してその交付を決定する行為は処分に当たるといえるべきである。

イ 本件処分が違法又は不当であるかについて

本件処分は、処分庁が、審査請求人の知的障害の程度は交付要綱第4条に規定する障害の程度区分B（軽度）に該当すると判定したことにより行われたものであるため、処分庁が行った当該判定について、受託者から受領した本件心理検査等の結果（前記(1)ウ）を前提に、本件処分に違法又は不当な点がないかどうか、以下、検討する。

- (ア) 交付要綱第4条に定める障害程度の区分の判定基準は、交付要領第2条第2項の表において定められており、判定基準における評価項目は、「知能指数」、「社会適応能力」及び「身体障害」とされている。

もともと、審査請求人は、身体障害者手帳を持っておらず「身体障害」があるとは認められないことから、審査請求人の障害程度は、「知能指数」及び「社会適応能力」により判定することとなる。

これら「知能指数」及び「社会適応能力」については、その判定方法がマニュアルに定められており、その第3の1(1)によると、「知能指数」は「改訂版鈴木ビネー知能検査」、「社会適応能力」は「別表「社会適応能力の段階」」によることとされている。

(イ) 「知能指数」について

令和5年3月22日に実施された改訂版鈴木ビネー知能検査において、審査請求人の知能指数は「○」と判定されている。

(ウ) 「社会適応能力」について

a マニュアル別表では、「社会適応能力指標」の「生活能力」、「行動面の保護」及び「保健面の看護」の各領域について社会適応能力の程度をIからIVまでの4段階で評価し、その結果を踏まえて「社会適応能力の段階」を決定することとされている。

そこで、以下、「生活能力」、「行動面の保護」及び「保健面の看護」の各領域についての処分庁の判断が相当といえるか否か検討する。

b 「生活能力」について

マニュアル別表では、「社会適応能力指標」の領域「生活能力」は、「「日常生活能力水準」※1の基準による」とされ、「日常生活能力水準」は、厚生労働省「知的障害児（者）基礎調査」（平成17年）からの引用であることが示されている。厚生労働省「平成17年度知的障害児（者）基礎調査結果の概要」によれば、「日常生活能力水準（別記1）」に該当する場合は知的障害であるとされ（「用語の定義」の項の「1(b）」）、この「（別記1）」に一定の年齢区分ごとに具体的な「日常生活能力水準」の評価項目が示されており、受託者と締結している本件心理検査等の業務委託契約に係る仕様書別紙1「療育手帳に係る電話受付業務等実施要領」第3の1③カの「日常生活能力水準（様式第6号）」は、これに基づいて作成されていることが認められる。さらに、「日常生活能力水準（様式第6号）」の評価基準は、「知的障害の程度別判定指標」に基づき点数化されることが認められる。

本件心理検査等が実施された令和5年3月22日における審査請求人の年齢は○歳であり、「○歳—○歳」の年齢区分の「日常生活能力水準（様式第6号）」には、(A) 自立機能、(C) 意志の交換、(L) 読み・書き・計算、(S) 社会的行動及び(V) 職業技能の五つの評価項目がある。

処分庁は、審査請求人の「生活能力」について、面接当日（令和5年3月22日）に審査請求人代理人が作成した「状況調査票（様式第3号）」のほか、「調査聞取票（更新）（様式第4号）」及び「日常生活能力水準（様式第6号）」に基づき、審査請求人代理人から審査請求人の食事、排せつ、着脱衣、身だしなみ、読み書き等における能力を聴取して、前記(A)、(C)、(S)、

(L) 及び (V) の各評価項目について次のとおり判定した。

(a) (A) 自立機能について

受託者との面接当日に審査請求人代理人が記入した「状況調査票（様式第3号）」によれば、審査請求人について、食事及び排せつは一人でできる状態であること、着替えは季節や状況に応じた服を選んで着替え、一人で脱ぎ、一人で着ることができる状態であり、必要な手助けは「服をそろえて置いておく」こと、身だしなみ、歯磨きは声かけがあればできる状態であることの各事実が認められる。

よって、処分庁は、審査請求人の自立機能に関して、「I 軽度」の「身のまわりの始末はできるが状況（時・所・場合・TPO）に応じた配慮ができない。例えば服装など。」に該当すると判断した。

このため、処分庁は、受託者が「I 軽度」のAを○と評価していることは妥当と判断した。

(b) (C) 意志の交換について

「調査聞取票（更新）（様式第4号）」によれば、審査請求人はコミュニケーションを取ることが可能であること、「療育手帳判定記録（様式第5号）」の臨床観察によれば、「従命はゆっくりであるが、素直。レポート良」の状態であることが認められる。また、「検査予約票（更新）（様式第1号）」によると、審査請求代理人は「耳の聞こえが悪いのか返事をしない。何をどうしたらよいかわからない。わからないから聞こえなかったと言う。毎日同じ事を言ってもわからない。わかっているのかわからないのかわからない。」と記載していることが認められる。

よって、処分庁は、審査請求人の意志の交換に関して、「I 軽度」の「日常会話はできるが、こみ入った話は難しい。」に該当すると判断した。

このため、処分庁は、受託者が「I 軽度」のCを○と評価していることは妥当と判断した。

(c) (S) 社会的行動について

「状況調査票（様式第3号）」によれば、審査請求人について、安全は家庭内外とも時々注意が必要な状態であること、金銭の使い方は分かること、公共交通機関は介護者となら又は慣れた経路なら可能であること、就労先はCであること、また、「調査聞取票（更新）（様式第4号）」によれば、Cで適応していることの各事実が認められる。

よって、処分庁は、審査請求人の社会的行動に関して、「I 軽度」の「簡単な社会生活のきまりに従って行動できるが、事態の変化には適応できない。」に該当すると判断した。

このため、処分庁は、受託者が「I 軽度」のSを○と評価していること

は妥当と判断した。

(d) (L) 読み・書き・計算について

「状況調査票（様式第3号）」によれば、審査請求人について、平仮名は読むことができ、金銭の使い方は分かることが認められる。また、改訂版鈴木ビネー知能検査では、「計算の問題」、「書き取り」に正答していることが認められる。

よって、処分庁は、審査請求人の読み・書き・計算に関して、「I軽度」の「簡単な読み書きや金銭の計算ならばできる。」に該当すると判断した。

このため、処分庁は、受託者が「I軽度」のLを○と評価していることは妥当と判断した。

(e) (V) 職業技能について

「療育手帳検査予約票（様式第1号）」及び「状況調査票（様式第3号）」によれば、審査請求人は、Cで製造業務に従事しており、「調査聞取票（更新）（様式第4号）」によれば、Cで適応していることが認められる。

また、「療育手帳判定記録（様式第5号）」によれば、職場では問題なく頑張っているが、臨床観察では「従命はゆっくり」、「動きもゆっくり」な状態であり、「状況調査票（様式第3号）」によれば、安全（家庭外）は時々注意が必要な状態であることが認められる。

よって、処分庁は、審査請求人の職業技能に関して、「I軽度」の「単純作業を中心とする職業に就労できるが監督が必要。」に該当すると判断した。

このため、処分庁は、受託者が「I軽度」のVを○と評価していることは妥当と判断した。

(f) 「生活能力」に係る社会適応能力の程度について

処分庁は、前記(a)から(e)までのとおり判断した上で、「日常生活能力水準（様式第6号）」の各評価項目に係る受託者面接者の採点について適切と判断した。また、各評価項目の採点結果を合算した「日常生活能力水準（様式第6号）」が受託者において○点とされていることについても、処分庁として妥当と判断した。その上で、処分庁は、「日常生活能力水準（様式第6号）」○点は、「I軽度」よりも高く、総得点が20点を超えた場合は正常とみなされるところ、マニュアルの別表では生活能力を「I」ないし「IV」のいずれかにあてはめる必要があったため、便宜上「I軽度」と判定した。

よって、処分庁は、「日常生活能力水準（様式第6号）」が「I軽度」に該当する審査請求人は、マニュアル別表の社会適応能力指標の領域「生活能力」において、「I日常生活及び社会生活の自立が不十分ではあるが、

点検や助言があれば可能である。」に該当すると判断した。

c 「行動面の保護」について

処分庁は、審査請求人代理人から聴取した内容を基に「行動面の保護」について判定した。

すなわち、「状況調査票（様式第3号）」によれば、審査請求人は、家庭内外での安全に時々注意が必要な程度であり、慣れた経路や、慣れていない経路は介護者と一緒に公共交通機関を利用できることが認められる。また、「調査聞取票（更新）（様式第4号）」によれば、対人関係、こだわり、自傷、パニック等の行動は認められず、C（就労先）で適応しており、「療育手帳判定記録（様式第5号）」によれば、職場では問題なく頑張っていることが認められる。

よって、マニュアル別表「社会適応能力指標」の「Ⅰ社会生活面での行動」に対して点検や教育的配慮が必要である。」に該当すると判断した。

d 「保健面の看護」について

処分庁は、審査請求人代理人から聴取した内容を基に「保健面の看護」について判定した。

すなわち、「状況調査票（様式第3号）」によれば、通院服薬はなく、「調査聞取票（更新）（様式第4号）」によれば、精神疾患その他の疾患もなかった。また、審査請求人代理人は、令和5年3月22日に自ら「状況調査票（様式第3号）」を作成するとともに、同日受託者にも同様のことを述べていたため、受託者は「療育手帳判定記録（様式第5号）」において、保健面で配慮は「特になし」と判断したことが認められる。

よって、処分庁は、マニュアル別表「社会適応能力指標」の「Ⅱ医師の助言や服薬に対して点検や指導が必要である。」には該当せず、「Ⅰ健康保健面で注意と配慮が必要である。」に該当すると判断した。

e 審査請求人の「社会適応能力の段階」について

処分庁は、調査の結果、審査請求人のマニュアル別表の社会適応能力指標に関して、領域「生活能力」は「Ⅰ日常生活及び社会生活の自立が不十分ではあるが、点検や助言があれば可能である。」、領域「行動面の保護」は「Ⅰ社会生活面での行動に対して点検や教育的配慮が必要である。」、領域「保健面の看護」は「Ⅰ健康保健面で注意と配慮が必要である。」ことから、審査請求人の社会適応能力の程度は全領域でⅠとなり、社会適応能力の段階は「軽度（A）」と判断した。

f 処分庁の判断の当否について

前記bからeまでの処分庁の判定は、審査請求人代理人が作成した各種調査票の記載内容並びにそれらを踏まえた審査請求人及び審査請求人代理人に

対する面接等により得られた所見に基づくものであって、各項目の判定結果は、マニュアル別表に照らして合理的なものと認められるから、審査請求人の社会適応能力の段階に係る判定を「軽度（A）」とした処分庁の判断は相当であるといえる。

(エ) 総合判定について

前記(イ)及び(ウ)のとおり、審査請求人は、知能指数が〇、社会適応能力がAであり、これらは、マニュアル第3の1「(1)一般的判定基準」の「判定基準」のうち「知能指数51～75で、社会適応能力A、B」に該当することから、審査請求人の障害の程度区分は「B（軽度）」と判定するのが相当であり、これと同様の結論を採る本件処分に違法又は不当な点があるとは認められない。

イ 審査請求人の主張について

前記アのとおり、本件心理検査等の結果（前記(1)ウ）によれば、審査請求人の障害の程度は、マニュアルの第3の1「(1)一般的判定基準」に照らして「B（軽度）」と判定するのが相当である。

したがって、審査請求人の主張を採用することはできない。

3 結論

以上のとおりであるから、本件処分には取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続も適正なものと認められるから、本件審査請求を棄却すべきとした審査庁の判断は妥当である。

よって第1のとおり答申する。

広島県行政不服審査会第1部会

委員（部会長）	酒	井	朋	子
委員	手	塚	貴	大
委員	岩	元	裕	介

※ 行政不服審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申の内容を公表するものとされているが（行政不服審査法第81条第3項で準用する同法第79条）、本件答申書には、審査請求人の個人情報等、一般に公表することが適当でない部分が含まれるため、答申書そのものではなく、「答申の内容」を公表するものとする。